

# 血液事業の重要なお知らせ 平成 23 年 4 月より問診票が改訂されました

献血にご協力いただける方に、事前にご記入いただいている健康状態などに関する問診票について、皆様によりわかりやすくご回答いただけるように、質問事項が「14 項目」から「23 項目」になりました。

問診は、献血いただける方の健康を守るため、そして血液を必要としている患者さんをウィルスなどの感染から守るために行っておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

## 《主な変更箇所について》

### 1. 献血に禁止されている薬の使用について、質問を増やしました。(質問事項 4～5)

「プロペシア」、「アボダート」等の薬剤を育毛目的で服用されている方がいますが、最後に服用されてから一定期間は献血をご遠慮いただきます。また、過去にチガソン(乾せん治療薬)やヒト由来プラセンタ注射薬(美容等に用いられる)を使用されたことのある方も献血をご遠慮いただきます。

### 2. 既往歴を確認する質問を細分化しました。(質問事項 11～13)

献血いただく方の健康と輸血を受けられる患者さんの安全を守るために必要ないくつかの病名をお聞きします。

### 3. 海外渡航歴を確認する質問を細分化しました。(質問事項 14～18)

輸入感染症対策のため、質問事項 14 で 4 週間以内に海外に行かれた方を、質問事項 15、16 でマラリア等の感染リスクを、質問事項 17、18 で変異型クロイツフェルト・ヤコブ病のリスクをそれぞれ確認します。

### 4. エイズ感染リスクを判断する質問について、記載を変更しました。(質問事項 20)

エイズウィルスの感染初期には、最も鋭敏な検査方法を用いても検出できない期間があります。質問事項 20 に該当する人は、検査で感染の有無がわかるようになるまでの 6 カ月間、献血をご遠慮いただきます。なお、新たな異性との性的接触についても、性感染症のリスク行動となることを踏まえ、念のために性的接触開始後 6 カ月間は献血をご遠慮いただきます。